

郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の  
停止等に関する法律を廃止する等の法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、郵政民営化について平成二十一年十月二十日の閣議決定に基づく見直しに係る措置が講じられていること等により郵政民営化の進<sup>ちよく</sup>捗が滞る事態が生じていることにかんがみ、これを確実に推進するため、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止するとともに、当該閣議決定に基づく郵政民営化の見直しに係る措置の中止等について定めるものとする  
こと。 (第一条関係)

第二 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律の廃止

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律は、廃止する  
こと。 (第二条関係)

第三 平成二十一年十月二十日の閣議決定に基づく郵政民営化の見直しに係る措置等の中止

1 政府は、郵政民営化について、平成二十一年十月二十日の閣議決定に基づく見直しの検討をせず、及

び検討した結果に基づく措置を講じないものとする。

- 2 1は、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うことを妨げるものではないものとする。

(第三条関係)

#### 第四 日本郵政株式会社等の取締役の選任に関する配慮

- 1 政府は、郵政民営化法第七条第二項に規定する移行期間（2において単に「移行期間」という。）中において、日本郵政株式会社の取締役の選任に関し株主としての権利を行使するに当たっては、日本郵政株式会社等（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社をいう。2において同じ。）の内部の人材が登用される場合（登用された者が再任される場合を含む。2において同じ。）を除き民間企業において長期間の勤務の経験と優れた実績を有することを重視することにより、日本郵政株式会社について自主性、創造性及び効率性の高い経営を行う資質及び能力を有している者が選任されるよう特に配慮するものとする。
- 2 日本郵政株式会社は、移行期間中において、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の取締役の選任に

関し株主としての権利を行使するに当たっては、日本郵政株式会社等の内部の人材が登用される場合を除き民間企業において長期間の勤務の経験と優れた実績を有することを重視することにより、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社について自主性、創造性及び効率性の高い経営を行う資質及び能力を有している者が選任されるよう特に配慮するものとする。

- 3 2は、郵便貯金銀行又は郵便保険会社の取締役の選任について準用するものとし、この場合における読替えについて定めるものとする。

(第四条関係)

#### 第五 郵便貯金銀行の株式の処分が開始されるまでの間の預入限度額等

- 1 郵政民営化法第一百七条第一号イの政令は、郵便貯金銀行の株式の処分が開始されるまでの間、郵便貯金銀行の一の預金者等についての預入限度額が、同法の施行の時ににおける預入限度額を超えない額となるよう定めるものとする。
- 2 郵政民営化法第三十七条第一号イ、第三号イ及び第四号イの政令は、郵便保険会社の株式の処分が開始されるまでの間、郵便保険会社の被保険者一人についての保険金額等の限度額が、同法の施行の時

における保険金額等の限度額を超えない額となるよう定めるものとする。

(第五条関係)

#### 第六 郵政民営化法の郵便貯金銀行等の業務に係る認可及び子会社保有に係る認可に関する規定の解釈

- 1 郵政民営化法第百十条第五項及び第百十一条第四項の規定は、これらの規定に規定する認可に当たって、郵政事業の今後の経営に重点を置いて考慮するものと解釈してはならないものとする。
- 2 1は、郵政民営化法第百三十八条第四項及び第百三十九条第四項に規定する認可に当たってのこれらの規定の解釈について準用するものとする。

(第六条関係)

#### 第七 郵便貯金銀行等の業務に係る検査及び監督に関する解釈

- 1 郵政民営化法の規定は、郵便貯金銀行に係る特定日の前日までの間、郵便貯金銀行の業務（郵便局株式会社が営む業務に郵便貯金銀行の委託を受けて営む業務が含まれている場合にあつては、当該業務を含む。）に関する検査及び監督について、当該業務と同種の業務を営む事業者に対する検査及び監督とは異なる特別な配慮を認める趣旨のものと解釈してはならないものとする。

- 2 1は、郵便保険会社の業務（郵便局株式会社が営む業務に郵便保険会社の委託を受けて営む業務が含まれている場合にあつては、当該業務を含む。）に関する検査及び監督について準用するものとし、この場合における読替えについて定めるものとする。

（第七条関係）

## 第八 附則

### 1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

### 2 この法律の失効

この法律（3を除く。）は、平成二十九年九月三十日限り、その効力を失うこと。

### 3 罰則に関する経過措置

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（附則関係）